平成２３年（フ）第１１２号
福岡県久留米市荒木町荒木1313番地111
債務者　石橋千恵美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２４号
福岡県久留米市御井町1998番地６
債務者　上野　文則
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２７号
福岡県久留米市草野町吉木1981番地２
債務者　上野加代子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８号
福岡県柳川市西浜武25番地５ｐｏｌｋａ207号
債務者　小峰美奈子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木853番地４
債務者　有岡　達也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
宮崎市田野町乙6419番地６
債務者　中﨑　伸子（旧姓中平）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９６号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘５丁目32番地19
債務者　中森　愛子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８１号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目37番１―502号　ラーバン86
債務者　島田龍太郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目13番７―402号
債務者　尾﨑　貴志
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目３番20号
債務者　大宅　愛子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番14―504号
債務者　石堂　知規
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目９番13号
債務者　大迫　慶子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
岩手県花巻市西大通り２丁目６番６号　ウエストＣ棟、前住所岩手県花巻市西大通り１丁目20番２―401号　雇用促進住宅
債務者　高橋　紀恵
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２４号
岩手県花巻市若葉町３丁目15番21号　丸新建設アパート２号、前住所岩手県花巻市大通り１丁目17番14号
債務者　高瀬　正一（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３１号
岩手県花巻市大迫町外川目第28地割20番地１、前住所岩手県稗貫郡大迫町亀ケ森第11地割８番地４
債務者　佐々木香織（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４０号
岩手県北上市花園町２丁目３番33号　タウンハウスＦ―１号、前住所岩手県北上市九年橋１丁目９番４号
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４５号
岩手県北上市下鬼柳14地割７番地２、前住所岩手県北上市大堤南２丁目３番３―102号　市営大堤住宅
債務者　阿部　真一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部